

名古屋北 法人会だより

2012
No. 123

5月

題字 名古屋北税務署長 松本 良二

●第一回税に関する絵はがきコンクール

●市内9法人会合同講演会

外交ジャーナリスト・作家 手嶋龍一 氏



「税に関する絵はがきコンクール」名古屋北税務署長賞

法人会
消費税期限内納付
推進運動

社団法人 名古屋北法人会

- 2 税務相談窓口
- 6 愛知県広報
- 9 名古屋市広報
- 11 税理士会コーナー
- 13 支部コーナー
- 14 会員のページ
「地球にやさしい。人にやさしい。未来の自動車！！」
若葉支部 北愛知三菱自動車販売(株) 北岡 修
- 16 青年部会コーナー
「第6回七法人会青年部会合同事業を終えて」
他部会合同事業委員長 水野忠昭
- 18 女性部会コーナー
「ガン検診」
山田支部 (株)中部精機製作所 堀田萬亀子
「税に関する絵はがきコンクール」
- 22 市内9法人会合同講演会
「新たな日本の進路を考える」
外交ジャーナリスト・作家 手嶋龍一 氏
- 26 新会員紹介
- 27 北法人会の行事メモ

税務相談窓口

名古屋北税務署

消費税法改正のお知らせ

平成23年6月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容はつぎのとおりです。

1 事業者免税点制度の適用要件が見直されました。

制度の概要

当課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、当課税期間の前事業年度開始の日から6か月間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

*新たに設立した法人や決算期変更を行った法人等については、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより、特定期間が異なる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ掲載の「消費税法第9条の2事業者免税点の判定について」をご覧ください。

適用開始時期

この改正は、平成25年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

2 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件が見直されました。

制度の概要

一般課税により申告を行う事業者のうち、当課税期間における課税売上割合が95%以上の事業者は、課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することができることとされてきましたが、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から、当課税期間における課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合のみ全額を控除することができることとされました。

したがって、当課税期間における課税売上高が5億円超の場合、又は課税売上割合が95%未満の場合には、仕入控除税額の計算を個別対応方式若しくは一括比例配分方式のいずれかにより行うこととなります。

適用開始時期

この改正は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
したがって、事業年度が1年である法人については、平成25年3月末決算分から適用されます。

3 還付申告書への「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が義務化されました。

制度の概要

平成24年4月1日以後、控除不足還付税額のある還付申告書を提出する場合、「消費税の還付申告に関する明細書」を添付しなければならないこととされました。

「消費税の還付申告に関する明細書」は、これまで還付申告書に添付をお願いしていました「仕入控除税額に関する明細書」の記載事項に加え、課税資産の譲渡や輸出取引に係る項目等について記載することとされています。

*控除不足還付税額がない申告書（中間納付還付税額のみをの還付申告書）には添付する必要はありません。

適用開始時期

平成24年4月1日以後に提出する還付申告書から添付する必要があります。

源泉所得税の改正のあらまし

平成 23 年 7 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【www.nta.go.jp】
- 源泉所得税の納付は電子納税で!!
e-Tax（イータックス）ホームページ 【www.e-tax.nta.go.jp】

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。
さて、平成 23 年 6 月 30 日付で「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布されました。源泉所得税関係については、次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。
(注) このパンフレットは、平成 23 年 7 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。
この改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

(1) 制度の概要

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当については、その通勤の距離に応じ、一か月当たり一定の金額（以下「距離比例額」といいます。）までが非課税とされています。

また、交通用具を使用して通勤する人で通勤の距離が片道 15 キロメートル以上である人が受ける通勤手当については、運賃相当額が距離比例額を超える場合には、運賃相当額（最高限度：月額 10 万円）までが非課税とされています。

(注) 「運賃相当額」とは、交通用具を使用して通勤する人が鉄道などの交通機関を利用したならば負担することとなるべき運賃等で通勤に必要な運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額に相当する金額をいいます。

(2) 改正の内容

今回の改正により、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額（最高限度：月額 10 万円）までが非課税とされる措置が廃止されました。これにより、通勤手当の金額が距離比例額を超える場合には、その距離比例額を超える金額については課税の対象となります。

この改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

【交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当に関する改正の概要】

※ 通勤距離片道 50 km（距離比例額 24,500 円）、運賃相当額 30,000 円、通勤手当 32,000 円の場合

	〔改正前〕	⇒	〔改正後〕
32,000 円 (通勤手当の額)	2,000 円が課税対象		7,500 円が課税対象
30,000 円 (運賃相当額)	運賃相当額 まで非課税		距離比例額 まで非課税
24,500 円 (距離比例額)			



e-TaxソフトのWEB版ができました e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**を利用した電子納税ができます。

電子納税には、①ダイレクト納付を利用する方法、②インターネットバンキングやATM等を利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付とは、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の新たな納付手段です。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で電子納税などを利用できるものですが、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

e-Taxホームページ(e-Taxソフト(WEB版)ご利用案内)からパソコンに「事前準備セットアップ」プログラムをダウンロードし、実行します。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出が必要です。

e-Taxソフト(WEB版)を利用して開始届出を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

- ※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。
- 2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



3 税務署又は金融機関に対し電子納税のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

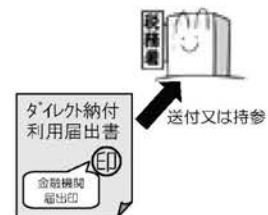
ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ書面で提出します(金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)

ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキング等の契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。



これで電子納税の準備は完了です。「電子納税のしかた」は次ページをご覧ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

☆☆ 電子納税のしかた(源泉所得税) ☆☆

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用のための事前準備の後、電子納税が可能となります。e-Taxソフト (WEB版) を利用した源泉所得税の納付のしかたは次のとおりです (インストールした e-Taxソフト (通常版) を利用して電子納税を行うことも可能です)。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」と e-Taxに登録した「暗証番号」を用いて e-Taxソフト (WEB版) にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合 (納付税額0円) の徴収高計算書データについても送信することができます。

区分	税額	源泉徴収額	納付税額
給与所得	3,240,000	63,400	
退職所得	700,000	61,337	
合計			144,737

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書 (納付書) が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。次回の年末調整関係書類送付時より納付書の送付を省略いたします。

2. 納付方法の選択

e-Taxソフト (WEB版) からデータを送信後表示される受信通知又はメッセージボックスから納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

① ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「納付区分番号はこちら」のボタンをクリックします。「インターネットバンキング」ボタンが表示されますので、それをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。

項目	内容
利用者識別番号	1234567890123456
氏名又は名称	株式会社 国税標準
代表者等氏名	国税太郎
受付番号	2012070617000099999
受付日時	2012/07/09 17:30:00
納付先	静岡税務署
税目	源泉所得税
申告区分	

3. 納付

① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、納付日を指定した後、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から指定した納付日に納付金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

すぐに納付する場合は、納付日を指定する画面は表示されませんので、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から納付金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されます。払込情報を確認し、払込を実行することにより、利用者の指定口座から払込金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。

2 ダイレクト納付の場合、振替完了後、メッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されますのでご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

項目	内容
納付先	静岡税務署
税目	源泉所得税
申告区分	
課税期間 (自)	平成24年01月
課税期間 (至)	平成24年06月
登録名称	カブネキガイシャコクセイシヨウジ
金融機関名	国信銀行本店
口座番号	2300004
納付金額	144,737円



愛知県税だより

法人県民税・事業税・地方法人特別税の電子申告について

愛知県では、(社)地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用したインターネットによる法人県民税・事業税・地方法人特別税の電子申告の受付をしています。

なお、法人県民税・事業税・地方法人特別税の電子申告は、全国47都道府県で申告可能となっています。

また、全国の政令指定都市及び多くの市区町村においても、法人市町村民税、固定資産税（償却資産）等の申告が可能となっています。

現在、電子申告のサービスを開始する市区町村は、さらに拡大中です。

eLTAXの詳細につきましては、[eLTAXのホームページ](#)をご覧ください。

○愛知県のエルタックスの利用可能なサービス

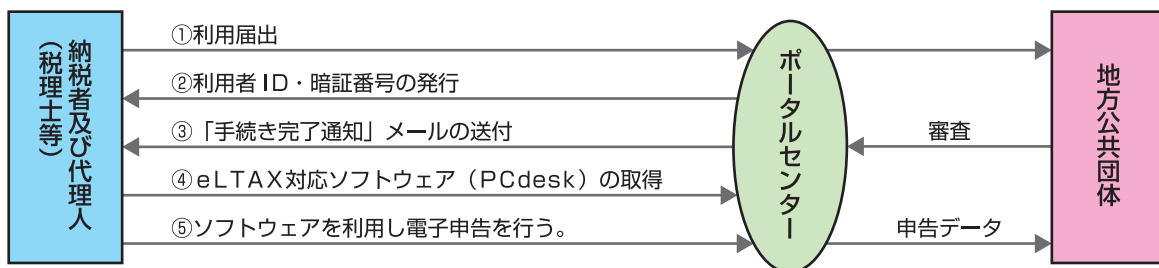
- 1 法人県民税・事業税・地方法人特別税の電子申告
- 2 法人県民税・事業税・地方法人特別税の電子納税

※ 平成21年4月から電子納税のサービスを開始しています。詳細につきましては、愛知県ホームページの「[eLTAXを利用した電子納税について](#)」をご覧ください。

○電子申告のメリット

- 1 窓口へ来所することなく、インターネットでオフィスや自宅から簡単に申告できます。
 - 2 複数の地方公共団体への申告がまとめて送信できます。（※1）
 - 3 市販の税務会計ソフトのデータでもそのまま申告できます。（※2）
 - 4 eLTAX用ソフトPCdeskで申告書作成が簡単にできます。
- ※1 電子申告のサービスを提供している地方公共団体に限ります。
※2 eLTAX対応ソフトに限ります。

○電子申告の流れ



※納税者の利用届出の際には電子証明書が必要ですが、申告手続きを代理人（税理士等）に委嘱する納税者の場合には、電子証明書の取得は不要です。

○その他

- 1 eLTAXのご利用時間
8：30から21：00まで（土日祝日、年末年始を除く。）

- 2 eLTAXに関するお問い合わせは、[eLTAXのホームページ](#)のお問い合わせ窓口から問い合わせ事項を入力していただくか、次の電話番号へ直接お問い合わせください。

電話番号 0570-081459 (ハイシンコク) 全国一律市内通話料金

I P電話やPHSなどをご利用の場合：03-5765-7234 通常通話料金

受付時間 8：30から21：00まで(土日祝日、年末年始を除く。)

自動車税の納税をお忘れなく

◇5月31日(木)は、自動車税の納期限です。

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者(売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者)に課税されます。

5月上旬になりましたら、名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りします。

お近くの県税事務所、金融機関及びコンビニエンスストア(ココストア、サークルK・サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン)などで納めてください。

なお、3月末までに譲渡・廃車などの登録手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、登録手続が正しく行われていない可能性があります。

これらの手続きを自動車販売業者などに依頼された方は、確実に行われているかどうかを確かめてください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所までお問合せください。

○お問合せ先

愛知県名古屋北部県税事務所

自動車税グループ 電話 052-531-6305 (ダイヤルイン)

納税証明書を請求される方へ

県税事務所では、納税証明書の発行に際し真正な申請者になりすました不正な請求を防止し、一層の個人情報保護を図るため、納税証明書の交付申請の際に本人確認をさせていただきます。

つきましては、窓口で申請人ご本人であることが確認できる書類(※)をご提示いただきますようご協力をお願いします。

窓口に来られる方が、申請人(納税義務者)の代理人(ご家族や従業員の方も代理人となります。)の場合は、申請人(納税義務者)からの委任状が必要です。

また、委任状は、納税証明書交付申請書に添付して提出していただきます。

なお、継続検査・構造等変更検査用の自動車税納税証明書を代理人が申請する場合には、委任状は必要ありません。

※領収証書等をご持参ください。

次の場合、窓口において納税の確認ができないことから、納税証明書の発行にかなりの時間を必要としますので、領収証書等をご持参いただきますようご協力をお願いします。

- 納税の確認には、納付した日から3日から5日かかりますので、この期間に申請される場合は、領収証書等をご持参ください。

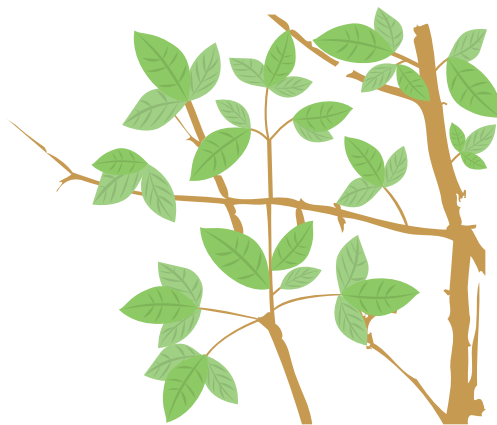
- 法人県民税及び法人事業税について、申告納付後すぐに申請される場合は、領収証書と申告書の控え（受付印のあるもの）をご持参ください。

※本人であることが確認できる書類の例

- 運転免許証
- 健康保険証
- 国民年金手帳
- 身体障害者手帳
- 外国人登録証
- パスポート（旅券）
- 住民基本台帳カード

納税証明書の交付申請には、必ず押印が必要です。

また、納税証明書交付申請書は、ダウンロードできるものがありますので、詳細については、下記の愛知県総務部税務課ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/> をご覧ください。





名古屋市税だより

名古屋市栄市税事務所

●主な市税の納期

○個人の市民税・県民税

普通徴収 6月、8月、10月、翌年1月

特別徴収 徴収した月の翌月10日まで

○固定資産税・都市計画税

4月、7月、12月、翌年2月

○軽自動車税

5月

※納期限が、土・日曜日、祝休日または12/29～1/3のときは翌日になります。

●5月31日（木）は軽自動車税の納期限です。

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・2輪の小型自動車に対して、毎年4月1日現在の所有者に、定置場所在の市区町村で課税されます。4月2日以降に譲渡・廃車などしても、月割ではなくその年度の税額的全額を納付していただきます。

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所で行っています。軽自動車税についてのお問い合わせは、金山市税事務所徴収課軽自動車税係へお願いします。

※原動機付自転車・小型特殊自動車の申告については、各区役所・支所の税務窓口でも受け付けています。

金山市税事務所 徴収課 軽自動車税係

〒460-8626

名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）

電話 324-9803

●法人市民税申告書等について

○申告期限

・確定申告 事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内

・中間申告（予定申告） 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内

○事務所等または寮等を市内に新設したときなどの届出

・法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書

市内に新たに法人を設立した場合、もしくは事務所等・寮等を新設または廃止した場合に提出してください。

・法人の異動届出書

法人の名称や事業年度、資本金や代表者などを変更した場合に提出してください。

○申告書等の提出先

主たる事務所等・寮等の所在する区を担当する市税事務所の市民税課法人市民税係へ提出してください。用紙は、名古屋市ホームページ（<http://www.city.nagoya.jp/>）からダウンロードすることもできます。

主たる事務所等・寮等の所在する区	担当の市税事務所
北区、守山区、千種区、東区、中区 および名東区に主たる事務所等・寮等 が所在する法人のかた	栄市税事務所 市民税課 法人市民税係 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階) 電話 959-3305
西区、中村区、中川区および港区に 主たる事務所等・寮等が所在する法人 のかた	ささしま市税事務所 市民税課 法人市民税係 〒450-8626 名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号 (日本生命笹島ビル8階) 電話 588-8006
昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区 および天白区に主たる事務所等・寮等 が所在する法人のかた	金山市税事務所 市民税課 法人市民税係 〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル) 電話 324-9806

※窓口での提出については、各区役所・支所の税務窓口でも受け付けています。

●簡単・便利！ インターネットでの市税の申告！

名古屋市では、エルタックス（eLTAX）を利用して、インターネットによる申告の受付を行っています。また、電子納税をすることができます。

○電子申告が可能な市税の税目

個人住民税（特別徴収）、法人市民税、事業所税および固定資産税（償却資産）

○電子納税が可能な市税の税目

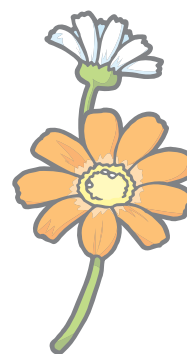
個人住民税（特別徴収）、法人市民税および事業所税

○エルタックスについてのお問い合わせ先

エルタックスホームページ（<http://www.eltax.jp/>）

「エルタックス」ヘルプデスク 電話番号：0570-081459

（IP電話等をご利用の場合 電話番号：03-5765-7234）





消費税法の改正について

名古屋税理士会名古屋北支部 浅野高嗣

[はじめに]

平成24年1月6日に政府・与党社会保障改革本部が決定した「社会保障・税一体改革素案」において、消費税の税率を平成26年4月から8%、平成27年10月から10%に段階的に引き上げる方向であることが明記され、消費税の増税を含む税制抜本改革に向けての審議が本格化してきました。消費税については税率の引き上げについての議論が目が行きがちですが、平成23年分の税制改正で事業者の免税点制度、仕入税額控除制度において消費税実務に大きな影響を及ぼす改正が行われたため、その改正内容について概説します。

[事業者免税点制度の適用要件の見直し]

1. 免税事業者の要件の見直し

前々年又は前々事業年度を基準期間として、その基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は免税事業者となり消費税の納税義務はありませんでしたが、次に掲げる期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える場合は、消費税の課税事業者となることとなりました。

- ① 個人事業者の場合はその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高
- ② 法人の場合はその事業年度の前事業年度（7月以下のものを除く）開始の日から6月間の課税売上高
- ③ その事業年度の前事業年度が7月以下である法人の、その法人の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他一定のものを除く）開始の日から6月間の課税売上高（その前々事業年度が6月以下の場合には、その前々事業年度の課税売上高）

2. 給与等の支払額による判定

上記1①～③の特定期間における判定においては、課税売上高に代えて給与等の支払額の合計額により判定することも可能です。

3. 特定期間の課税売上高の判定について

特定期間における課税売上高又給与支払額の合計額のどちらかの金額が1,000万円以下である場合は免税事業者になります。

4. 適用開始時期

個人事業者の場合は平成25年1月1日以後に開始する年、法人の場合は平成25年1月1日以後に開始する事業年度から適用開始となります。

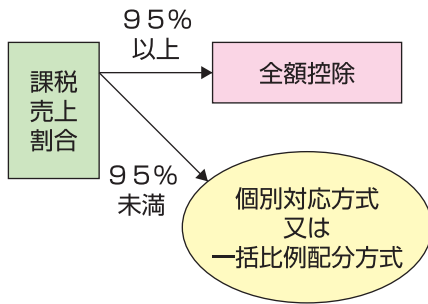
[仕入税額控除制度の見直し]

1. 課税売上高が5億円超の事業者の95%ルール適用除外

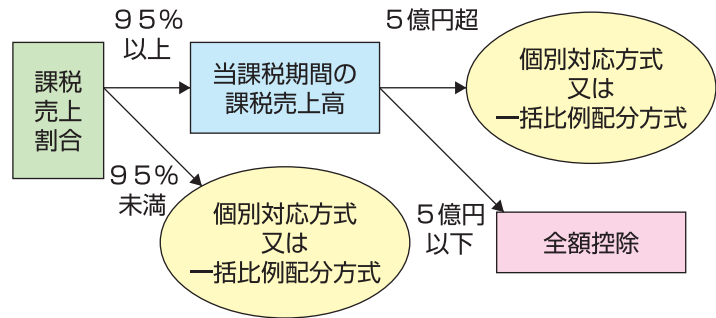
本則課税により消費税申告を行う場合、当課税期間における課税売上割合が95%以上あっても、当課税期間における課税売上高が5億円超である事業者は、課税売上げにかかる消費税額から、課税仕入れ等にかかる消費税額の全額を控除することができなくなりました。95%ルールの適用除外となった場合は、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかを選択して仕入税額控除

を計算することとなります。

(改正前)



(改正後)



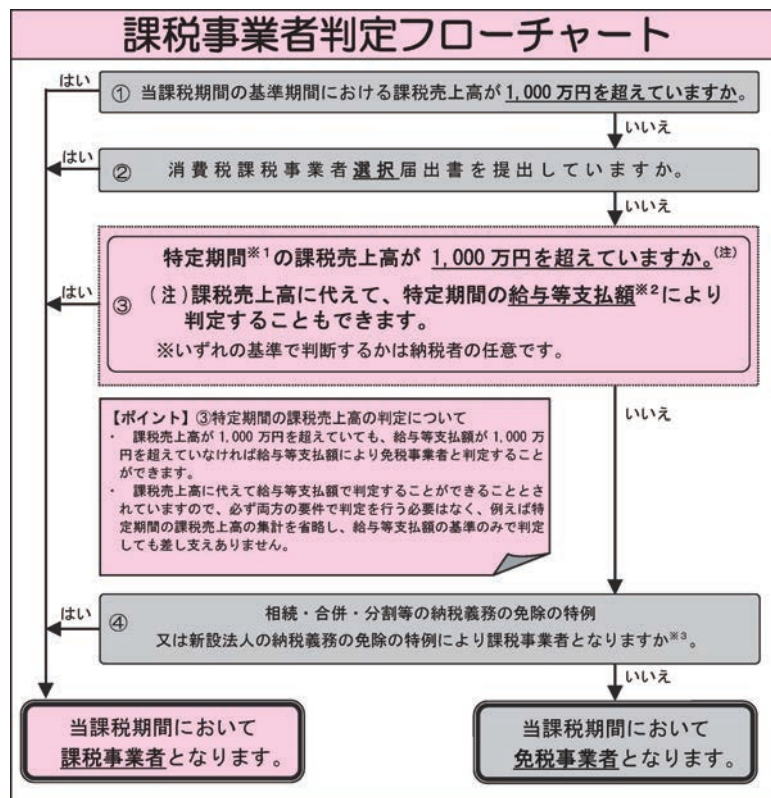
2. 適用開始時期

95%ルールの見直しの改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

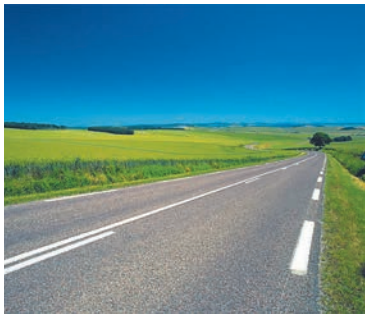
[おわりに]

いわゆる95%ルールの適用除外については、例えば3月決算の場合、当期（平成25年3月期）は既に改正後の取り扱いとなりますので、課税売上高が5億円を超える見込みである法人は注意が必要です。個別対応方式を採用する場合は、仕入税額控除にかかる課税仕入れ等について個々の取引ごとに①課税売上のみ対応するもの ②非課税売上のみに対応するもの ③共通対応（①②に該当しないもの）の3つに区分する必要があります。1年分の課税仕入れ等について決算時期にまとめて区分することは、経理部門に大きな負担を強いることが予想されるため、取引ごとの判定を行い会計ソフトに課税区分の設定・入力を行うなど、日々の経理事務についても早めの準備をお勧めします。

※個別対応方式に係る課税仕入れ等の区分方法については、一定の手続きにより売上以外の合理的な基準を選択することも可能です。



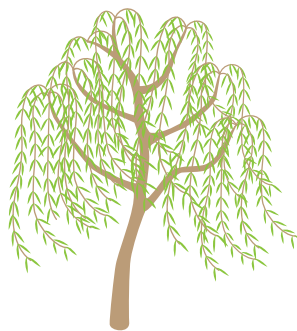
(消費税法改正のお知らせ 平成23年9月国税庁)



支部コーナー

▼ 役員会

- 1. 26 楠東・楠西支部合同
- 2. 3 上飯田・山田・大曾根支部合同
- 2. 17 金城支部
- 2. 23 守山支部
- 3. 8 北陵支部
- 3. 9 大森支部
- 3. 13 守山北支部
- 3. 19 守山7支部長会
- 3. 23 杉村支部
- 3. 27 小幡支部
- 3. 30 瀬古支部



地球にやさしい。人にやさしい。未来の自動車!!

若葉支部 北愛知三菱自動車販売(株) 北岡 修

北区若葉地域でお世話になっております、北愛知三菱自動車販売株式会社の北岡修です。
私は会社の指示にて10年前から名古屋北法人会若葉支部に参加させて頂いております。私は営業職のため法人会のことは全く解らない立場の社員でした。そんな私が役員会、研修会に出席するたびに、先輩達とまた、事務局の皆さんにあたたかく迎えていただいたのが始まりです。それから数年たち、何が何んだか解らないまま流れにそってやって来ました。ところが、3年前にこのような私が若葉地域の支部長の責任を任されました。まだまだ自信のない私ですが今後ともよろしくお願い致します。

私どもの会社を少し紹介致します。

新車・中古車の販売と修理・部品・保険等の業務を県内9店舗で行っております。
当社の大きな目標は、自動車を通じて地域社会の発展に寄与することです。それにはまず、お客様に常に愛される会社でありたいと思います。そのために私達社員が日頃から大切にしている5つの心があります。



本社

1. 「はい」という素直な心。
2. 「すみません」という反省の心。
3. 「おかげさま」という謙虚な心。
4. 「私がします」という奉仕の心。
5. 「ありがとうございます」という感謝の心。

簡単そうでありながら、実はとても難しいこの5つの心です。これが、当たり前に行えるようになり、社員全員が楽しく、豊かで、幸福な生活を実現するよう日々努力を重ねています。

最先端の環境技術を携え、新世代電気自動車 i-MiEV (アイミーブ) がデビュー!

i-MiEVとは、大容量のリチウムイオン電池、小型高性能モーターなど、三菱自動車誇る多くの革新的な技術を搭載した電気自動車です。

このi-MiEVは、地球温暖化の原因となるCO₂、大気汚染の原因となるNO_x（窒素酸化物）やPM（粒子状物質）を走行中に一切発生させない、環境と地球と人にやさしい車です。



i-MiEV

クリーンエネルギー自動車
補助金+免税

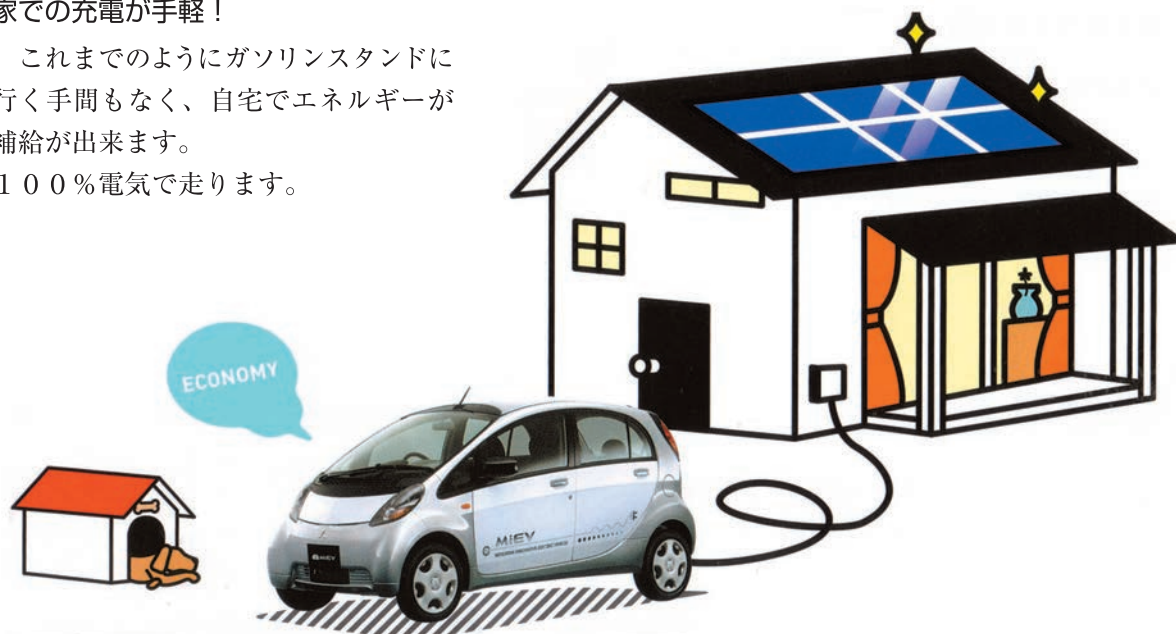
電気ならではのメリット！

i-MiEVは経済面でも実用的、購入時から補助金などのサポートが受けられます。さらに工夫すれば、夜間の電気で電気代を抑えることも可能。そんな、エコノミーな車でもあります。

家での充電が手軽！

これまでのようにガソリンスタンドに行く手間もなく、自宅でエネルギーが補給が出来ます。

100%電気で走ります。



仕事をエコでクリーンに運ぶミニキャブ・ミーブも誕生！

三菱自動車の電気自動車「ミニキャブ・ミーブ」は、今の時代を、街を、走るのにふさわしいビジネスカーの誕生です。走行中の排出ガスが0(ゼロ)だから、例えば食品もクリーンに運べる。モーター音は静かだから深夜・早朝の仕事にも最適です。



MINICAB-MiEV

電気自動車のみならず、新車（軽自動車、普通自動車、商用車等）、中古車、リース、多種多様な車を扱っております。お近くにおいでの際は是非お立寄り下さい。

若葉支部では、見学研修会、税務研修会など支部会員の皆様に喜んでいただける事業を考案企画しています。楽しい企画がありましたら、是非ご一報下さい。私、北岡がとんでまいります。皆様これからも宜しくお願いします。



青年部会コーナー

▼ 研修会

1. 19 名古屋北税務署長を囲む会 (女性部会と共催)



1. 25 税務研修会・新年会 魚鉄

講師 名古屋北税務署 法人課税第一部門 菅井統括官 殿

2. 22 第6回7法人会青年部会合同事業 名古屋国際ホテル

第1部 7法人大PR大会

第2部 大懇親会



▼ 役員会

12. 15
1. 27

2. 9
2. 17

第6回七法人会青年部合同事業を終えて

他部会合同事業委員長 水野忠昭

皆様、こんにちは、名古屋北法人会青年部会 他部会合同事業委員長の水野でございます。
平素は、名古屋北法人会青年部会活動に、ご理解ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたびは、去る2月22日(水)名古屋国際ホテルにて行われた、【第6回七法人会青年部合同事業】についてご報告させていただきます。

当事業は、昨年まで、北・熱田・東・千種・西の5つの法人会の青年部によって行われた事業でありましたが、本年より、中川・中村の2つの法人会も加わり、7法人会合同事業として新たなスタートをきった事業でございます。当事業の目的としては、「交流」「活性化」「会員拡大」を3つの柱として、毎回様々な事業を行ってまいりました。

その中でも本年は、「交流」をテーマとし、又、新たな法人会も加わったこともあり、それぞれの法人会の内容を互いに理解し、研究して、各法人会の活動をより活性化させていく事を目的とした「大PR大会」と、より幅広い人脈を築いていくために「大懇親会」が行われました。

その大PR大会において、私たち北法人会の青年部は、PRビデオの上映と参加者全員による「ゴスペル合唱」をさせていただきました。他法人会が、日頃の事業内容の発表等に終始するなか、北法人会のPRは、一際目を引く内容となりました。それも今回の事業に向けて、練習を繰り返し、一体感をもって発表することができたことにつきると思います。今回の発表の為に、ゴスペルのご指導に参加していただいた先生方、又、忙しい中、練習に参加していただいた会員の皆様に深く感謝いたします。

今回の事業を通じて感じたことは、はじめは恥ずかしさや、照れから、なかなか上手く歌えなかった参加メンバーが、練習を重ねるごとに他のメンバーの励ましや、アドバイスにより、だんだん上手に歌えるようになり、本番は全員笑顔の合唱が出来ました。まさに昨年の震災以来さかんに言われている、【絆】という言葉が北法人会青年部会には、実際に培われていることが証明できたのではないのでしょうか。今後もこの絆を大切に、日々の活動、又それぞれの企業経営にいかし、より良い北法人会青年部会にしていきたいと思いますので、今後とも事業にご理解、ご協力をお願い申し上げます。末筆ではございますが、ご報告とさせていただきます。





女性部会コーナー

▼ 研修会

1. 19 名古屋北税務署長を囲む会（青年部会と共催）



属女性部会長



松本名古屋北税務署長

ちょっと早い定年後の質問に、「退職後は家庭菜園をと考えていましたが税務に関する仕事に就くことになるのでは・・・」と答えられた、新春の懇談会でした。

2. 7 税務研修会 「所得税確定申告の留意点」他
名古屋北税務署個人課税部門担当官



2. 7 市内女性部会情報交換会
中法人会会議室／芳蘭亭



▼ 役員会

- | | |
|-------|---------------|
| 12. 2 | 2. 18 |
| 1. 19 | 3. 9 |
| 2. 7 | 3. 28 (事業委員会) |

がん検診

山田支部 (株)中部精機製作所 堀田萬亀子

昨年のことになりますが、名古屋北法人会女性部会の講演会で、愛知医大の先生のお話を伺う機会がありました。内容は‘大腸がん’でした。



私には、とても興味があり身近な題材です。

一度内視鏡検査を受けて、結果が良ければ5年は大丈夫というお話でした。その後、私は内科で受診する機会があり、その折に医師より直腸からS字結腸までなら「今日すぐに内視鏡検査ができますよ。」と促されました。もともと一度受けようと思っていましたので、一大決心をして、受診しました。

驚いたことに、ちょっと大きめのポリープがS字結腸にみつかりましたが、その日には切除していただけませんでした。ちょっと大きいので、切除後は一泊が必要とのことでした。

改めて入院予約をして、大腸全体の検査を受けることにしました。

健康には自信がある私でしたが、検査を受けたことのない部位の状態はわからないですね。

大腸全体の検査では、他には何もなく、例のポリープのみ切除していただき、一泊をして無事終わりました。出産以来の入院でした。

その後、主人も検査を受け、小さなポリープを切除して終わりました。もちろん、日帰りでした。

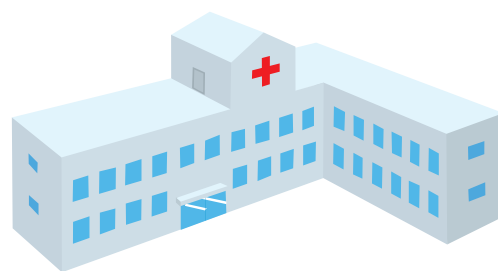
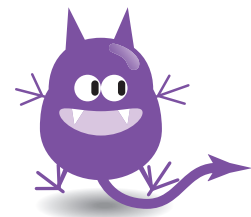
やれやれ、60歳を過ぎると身体にいろいろと出来てきますね。これからも少しずつ検診を受けようと思っています。

最近やっと、法人会の事業活動に参加させていただくようになり、税務研修会、見学研修会、講演会など楽しませていただいています。

身近な友達とはまた違うお話を聞かせていただいたり、知らない世界を体験させていただいたり、私がこのような文章を書くことになるなんてね・・・。

なかなか頑張る性格ではないのですが、これからも楽しく、気持ちよく、参加させていただきたいと思っています。

皆様よろしくお願ひいたします。



税金に関する

え 絵はがきコンクール

法人会では、租税教育活動の一環として、単位会の女性部会が主体となり、小学生を対象に「税金に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しています。



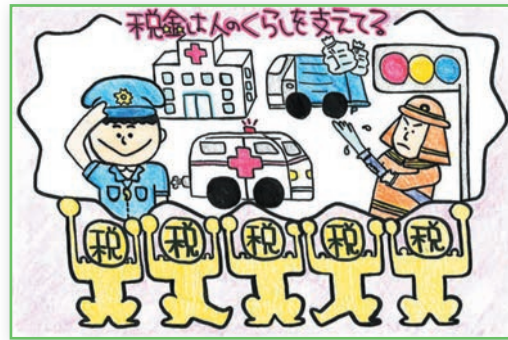
名古屋北税務署長賞



名古屋市立味鏡小学校 5年生
千葉 安侑乃



名古屋北法人会会長賞



名古屋市立味鏡小学校 6年生
坂東 ほのか



名古屋北法人会女性部会長賞



名古屋市立旗屋小学校 3年生
矢形 駿汰



名古屋北法人会青年部会長賞



名古屋市立六郷北小学校 3年生
仲條 美紗稀

応募総数 11校 31名 32作品



名古屋北税務署長賞を受賞した、千葉安侑乃さん

「第一回絵はがきコンクール受賞者発表」

女性部会主催の『税に関する絵はがきコンクール』は、昨年秋から募集が始まり、年末の締め切りという短期間の応募期間であったにもかかわらず、名古屋北法人会管轄だけでなく、広く名古屋市内から秀作が寄せられました。この絵はがきコンクールは3年前から全法連の女性部会が、子供たちの租税教育の一環として全国的に展開を推進している事業です。とはいえ愛知県下では、各部会が独自の租税教育を行っていたので、このコンクールには参加していませんでした。ですが、来年の全国フォーラムには日本中からコンクールの作品が集められ展示されます。その中で、主管たる愛知県からの出品が一作もないのはすこし寂しいことですし、また名古屋北法人会女性部会ではこれといった租税教育活動を行ってこなかったこともあり、今回初めての試みとして開催する運びとなりました。

愛知県下で唯一ということもあり、広く女性部会にお声掛けさせていただき、単位会の枠を超えたコンクールとなりました。これを機に第二回、第三回とますます盛り上がるよう、子供たちの租税教育の運営方法なども考えながら進めてまいりたいと思います。



いずれ劣らぬ秀作ぞろいに、審査員一同感激し、その中でも選りすぐりの4作品を、去る2月19日、名古屋北税務署の署長室にて表彰させていただきました。

今年度も同じ応募要領で第二回の『税に関する絵はがきコンクール』を開催します。応募用紙は事務局で用意していますので、小学生の皆さんにはふるってご応募いただきますようご協力をお願いします。



名古屋北税務署 玄関

市内9法人会合同講演会

演題 「新たな日本の針路を考える」

講師／外交ジャーナリスト・作家 手嶋龍一氏

日時／平成24年2月21日(火)

会場／中京大学文化市民会館



講師プロフィール

北海道出身、慶応義塾大学経済学部卒業

1974年 日本放送協会(NHK)入局

1994年 ハーバード大学・国際問題研究所にフェローとして招かれる

1995年～97年 NHKボン支局長

1997年～2005年 NHKワシントン支局長

2006年 NHK退社後「ウルトラ・ダラー」発表
早稲田大学政治経済学部大学院客員教授就任

2007年 慶応義塾大学教授就任

2010年 「スギハラ・ダラー」を出版

2011年 「ブラック・スワン降臨～9.11-3.11
インテリジェンス十年戦争～」

著書／ノンフィクション・ドキュメンタリー作品

「黄昏行く日米同盟ーニッポンF S Xを撃て」「外交敗戦ー130億ドルは砂漠に消えた」「葡萄酒か さもなくば銃弾を」「インテリジェンスの賢者たち」「ライオンと蜘蛛の巣」「武器なき“環境”戦争」「そのときホワイトハウスは」

ドキュメンタリー作品NHKハイビジョンスペシャル
「聖戦への暴走」NHKスペシャル「一年目の真実」
他多数



2012年は“天下動乱の年”

2012年は世界の動向のカギを握っている大国の指導者が軒並み交替する“天下動乱の年”です。

アメリカ大統領選挙は11月6日に行われます。オバマ大統領の再選か？ チャレンジャーの共和党の最有力候補は中道に近い穏健派のロムニー氏が頭角を現すのか？

アメリカ大統領選挙はアメリカンマラソンと言われるように1年間にわたって苛酷な戦いをします。少しでも発言を間違えたりすると失脚してしまう厳しい戦いで、生半可な気持ちでは立候補できない仕組みになっています。

ロムニー氏は大統領候補に選ばれるために、政策を保守派に近づくように右に舵を切っていますが、中道の無党派層の票も獲得しなければ過半数が得られません。

現職の大統領が再選できる絶対的な条件は「アメリカ経済全体が上向いている」と国民に印象づけることなのですが、それを裏付ける失業率は8.5%前後ですから、オバマ氏の再選は高いハードルがあると思います。

しかしオバマ氏は生半可な覚悟で大統領を目指してはいません。

アメリカのもっとも右派勢力のミリシアは、独自に武装し私的な文化をもっていて、神聖な大統領職を黒人に渡したくないという思想をもった集団ですので、オバマ氏は暗殺される危険があります。

もうひとつ、アメリカ大統領の重大な責務は、コロラドにある核ミサイルを発射するボタンを握っていることです。

オバマ大統領は暗殺の危険性と、核戦争の最後の審判者という2つの責務を背負っていますから、心身は鋼のように鍛えられています。

ある放送局で、右派の代表的論者である田母神幕僚長と話をしたのですが、田母神氏は「日本は核武装すべきだ」と言われましたので、私は「もし日本が核武装したとして、菅直人総理に核のボタンを委ねていいと思っていますか？」と問い返したら、「それはありえません」と言われました。本当に鍛えられたリーダーがいない限り、核武装はありえません。いま日本が核武装し、民主党政権に核のボタンを委ねたとしたら、私は日本が大好きですが日本を亡命します。それほどに国のリーダーの責任は重大です。



日本と中国とアメリカ

フランスではサルコジ大統領が再選に向けて動いていますが、社会党のオランド候補の支持率が上回っています。フランスはヨーロッパの経済危機のカギを握っている国ですから、国際社会での影響は大きいです。

ロシアは来月大統領選挙が行われます。プーチン氏は日本では評判が芳しくありませんが、ロシア国内では有力な候補者で、ユーラシア関税同盟という新しいグループを率いて大統領の座に返り咲こうとしています。

朝鮮半島の38度線はまだ対立が続いています。韓国の李明博大統領の後継は誰になるのか。韓国の与党は北朝鮮に対して辛口の北風政権ですので緊張が高まるかも知れません。野党は経済協力や対話を重んじる太陽政権ですので12月の韓国大統領選挙の行方も気になります。

台湾の馬英九国民党総統は1月に再選を決めました。国民党政権は中国との関係を良好に保つのが基本的姿勢ですから、台湾と中国の関係は安定しているようですが、紛争の種がなくなったわけではありません。馬英九総統の得票率は51%でした。野党の民進党は中国と距離を保つ自立の衝動を内に秘めていますし、与党の中にも独立派がいます。中国はチベット自治区に独立の動きがあるので、台湾の動きにも強硬な姿勢をとり武力で侵攻するかも知れません。そのときにアメリカが割って入ってきて米中戦になる危険性があります。

というのは1996年、李登輝国民党総裁が初めて民主的な選挙を行いました。そのとき中国の人民解放軍は台湾を挟むような形で4発のミサイルを発射し、民主的な選挙を武力で牽制しました。中国の人民解放軍がミサイルを発射



したという一報を受け取ったアメリカの大統領、当時の大統領は民主党のビル・クリントン氏でしたが、ただちに空母を台湾海峡に割って入らせ、これ以上中国の武力の行使を許さないと毅然とした態度を示しました。

日米安全保障条約は2つの有事、38度線を巡る朝鮮半島と台湾海峡の有事に備えた盟約と言われています。38度線を巡っては、中国は北朝鮮のためにアメリカと戦う親切な気持ちはありませんから、あまり意識しなくていいと思いますが、台湾海峡の危機ははるかに重要で、中国とアメリカが究極的に戦うことになる場所です。

万一、米中が戦うことになったとき日本の国論は真っ二つに分かれると思います。自民党の石破さんなどは「アメリカと共に日本は行動すべき」と言われるでしょう。そうなれば中国は内政干渉する日本に制裁処置をとると、中国にある有力な企業のトヨタ工場を血祭りにあげ操業停止にするとします。

もし日本が「その話は次の機会に」となると、アメリカにとって、ここ一番というときの安全保障条約が機能しないのですから日米関係は破綻します。

日本にとって進むも地獄（中国の膨大な仕事を失う）、退くも地獄（アメリカとの関係が破局を迎える）ですから、日本は台湾海峡を緊張させないために外交で乗り切るしかないのです。日本は国連の中で第2、第3の拠出をしていますから、台湾海峡が危機になったとき発言力が担保されるように、中国に対抗できるように、安保理の常任理事国、拒否権を持ったメンバーになっていないといけません。



TPPとASEAN+6

96年の台湾海峡危機のときは、アメリカが圧倒的な力を示して中国は軍を退きましたが、それはアメリカが強くて中国が弱かったからです。しかし、中国は圧倒的な経済力を背景に軍備の増強をして海洋へ進出しています。その意味をアメリカは知っていますから、2011年に重要な布石を打ちました。ダミンの軍部基地に2,500人規模の海兵隊を派遣することをオバマ大統領は明らかにしたのです。 Guamを



拠点にしてオーストラリアのダミン、フィリピン、シンガポールに拠点を増やし、東南アジア全体に睨みを効かせるよう戦略の舵を大きく切ったのです。

2011年、もうひとつ大きな動きがありました。日本のTPP（環太平洋パートナーシップ協定）参加表明です。TPPは2006年にシンガポールなど4カ国で始まった枠組みで、昨年秋にAPEC首脳会議が開かれたとき、そのTPP関係9カ国の首脳陣が集まりました。野田総理はAPEC首脳会議に参加するにあたってTPP参加への方針を明らかにしましたが、総理として国内を取りまとめることができないまま参加表明しましたので、TPPの関係国は日本に指1本触れさせませんでした。外交で強い立場を示すには、国内の反対派・賛成派を説得し議論を尽くしてコンセンサスがまとまることを見定めて、自らが決断をし責任を担うこととして国際場裡に出ていく、それが外交の常道です。野田総理はしていけないことをした悪い例として教科書に書かれることになると思います。

全体を取り仕切っているのはアメリカですが、TPPの影の主役は中国です。中国はTPPについては参加を見合わせていますが、中国は世界に冠たる“世界の工場”ですから、世界のどの国よりも自由貿易を望んで、ASEANを中心に中国、日本、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドなどを加えて新しい貿易体制「ASEAN+6（アセアンプラスシックス）」をつくりリーダー役になろうとしています。

こうして2011年末、2つの大きな枠組みの姿が現れたのです。TPPは原則10年間で関税を0にする厳格なルールを適用していますが、

ASEAN+6は緩やかなルールを適用していますし、貿易の規模もずっと大きいですから、中京経済圏がさらに底上げをするには、ASEAN+6のほうがいいのかも知れません。

しかし厄介なことにTPPは安全保障と裏表になっています。それを象徴的に示すようにオバマ大統領は去年11月にオーストラリアの連邦議会の演説で重要なことを言いました。「アジア太平洋地域は安全保障上の最重点の地域。そこにアメリカのもてる資源を集中的に振り当てていく」。それを裏付けるようにヒラリー・クリントン国務長官は権威ある雑誌に論文を発表し、「アメリカにとって21世紀は太平洋の世紀、今後の国際政治はアジアが担う」と言い切ったのです。

アメリカは、9・11事件の衝撃でアフガニスタン戦争、イラク戦争に持てる力を注ぎ、貴重な若者の命と80兆円もの戦費を浪費、その結果、東アジアに真空地帯を作ってしまった。その証拠に北朝鮮の金正日総書記は2006年と2009年に核実験しミサイルを発射しました。金総書記は、アメリカは東アジアには戻って来る余裕がないと見抜いていたからです。

アメリカは世界のリーダーであるために次の10年、アジア太平洋地域に外交、経済、戦略上の重点を置いて空白を埋めることにしたのですが、アジア太平洋地域の中心に日本を置いて考えているのか？ 民主党政権は同盟のために何もしなかったもので、日本は中心の座からずり落ち始めていると申し上げていいと思います。



日本の認識の甘さ

いまアメリカは2つの核（北朝鮮とイラン）の危機に対応しています。北朝鮮の核については黙認をしています。

イランは着々と核の保有にピッチをあげていて、アメリカとイランの対決のように見えますが、隠れた主役はイスラエルです。アメリカにとって最大の同盟国のイスラエルに、イランの核の熱風が直接に吹き出しているのです。

イスラエルは、もしアメリカが手を打たなければ、自らイランを攻撃することも辞さないと言っています。

イスラエルは恐ろしい国で、やると言うとは

当にやる国です。アメリカはイスラエルを説得するためにイランの糧道を断ちました。イランの収入の7割を占める原油を差し止めることでイランの核開発を止めるという意志を示しました。イラン産原油の最大の輸入国は中国、EU、日本、韓国ですが、中国はこの制裁措置に協力しないと表明しました。ヨーロッパはすでに止まっています。残りの最大の焦点は日本ですが、アメリカは、日本のメガバンクがアメリカで金融活動することを差し止めるという死刑宣告に等しい法案を提出していますので、安住財務大臣は対イラン経済制裁に協力すると表明して、いまイラン産原油の輸入は10%です。しかし玄葉外務大臣は、それは個人的な発言と言い、野田総理も追認して発言はばらばらで、日本の対応はひどいものでした。

アメリカは「日本は、イスラエルがどんな危険なことに手を染め始めているのかの認識を共有しているのか。早く手を打たないとイスラエルが暴発する」と怒っていると思います。イランは、経済制裁をするならホルムズ海峡を止め

ると言っています。クエートやサウジアラビアなどの原油の85%がここを通過していますから大変危険な局面なのです。

日本は、東日本大震災で示した災害に立ち向かう水際だった協力ぶりも含めて世界から尊敬されています。潜在力もありますから「日本丸」という巨大なタンカーは万全だと思います。しかし、そのタンカーの司令塔には有能な指導者を欠いていて、世界の不安定要因になり始めています。中央政府がこのままでいいと思っておられないと思います。皆様の中から新しいタイプのリーダーを見つけだし、巨大なタンカーの司令塔に有能な船長を送り込んでいただきたい。日本人でなくてもカルロス・ゴーン、ザッケローニをリーダーにするのも一つの手です。2012年には針路を定めて、世界の先導役になるために力を尽くしていただきたいと思います。

※この記事は平成24年2月21日の講演を要約したものです。

文責（社）名古屋北法人会





新会員紹介



(平成23年12月1日～24年3月31日)

支 部	会 社 名 所	代 表 者 電 話 番 号	営 業 内 容	勸 奨 者
杉 村	(株)共和 北区生駒町7丁目148-1	草溪義晴 911-3984	建設業	
杉 村	(株)シエスタイル 北区杉栄町3丁目64-4	大門政敏 981-7600	鍼灸接骨院	(株)オーケック(大杉) (株)カケン(大杉)
清 水	(株)ファインモーション 北区清水5丁目32-12	青山 令 912-0006	物流事業、保険事業、 ソフトバンク携帯販売	(株)白川殿(山田)
金 城	(株)ジック 北区元志賀町2丁目12	後藤圭治 981-9393	建築業	(株)白木
金 城	(株)ディープピープル 北区駒止町1丁目120	苅谷陸世 912-1478	介護関係のコンサルティング	草川工業(株)
金 城	(株)ルート 北区駒止町1丁目125	福本征司 910-1680	婦人服他卸	草川工業(株)
金 城	(宗)綿神社 北区元志賀町2丁目53	松本一美 981-4907	宗教法人・不動産賃貸	草川工業(株)
金 城	(株)田兵 北区八代町2丁目41-1	棚橋良蔵 913-7606	生鮮品卸売業	草川工業(株)
西	(株)名西工房 北区福德町4丁目45-2	川島 淳 919-7377	内装業	
西	コンアフエット(株) 北区福德町2丁目57	辻 義貴 982-7739	総合建築業	
西	(株)日本・消臭サービス 北区福德町2丁目57	辻 義貴 982-7703	環境用衛生除菌・消臭業	
楠 東	(株)フクマサ 北区六が池町575	福島 朗 982-7768	電気工事業	同和化学(株)
森 向	(株)太田商店 守山区四軒家2丁目729	太田 実 774-5871	クリーニング	矢田川電鍍工業(株)
森 向	(有)ノバデンタルラボラトリー 守山区向台1丁目308-1	中村修啓 773-0709	歯科技工業	
守山北	(株)エムテック 守山区川宮町243	田中正彦 726-5412	プラスチック部品加工	

北法人会の行事メモ

(平成23年12月～24年3月)

◆ 税務教室

12. 12 税務教室（第4回）
「相続税・贈与税関係について」
名古屋北税務署 資産課税部門担当官 殿
1. 13 税務教室（第5回）
「消費税・印紙税関係について」
名古屋北税務署 法人課税第一部門統括官 殿
2. 2 税務教室（第6回）
「電子商取引の実態について」
名古屋北税務署 副署長 吉田道夫 殿



◆ 講演会

12. 9 税制講演会（県連主催）
「待ったなしの税財制改革－東日本大震災を超えて」
産業経済新聞社論説委員 岩崎慶市 氏
2. 16 第29回調査部所管法人会員経営者講演会
「税務行政の新しい潮流」
名古屋国税局長 氏兼裕之 氏
2. 21 市内9法人会合同講演会
「新たな日本の針路を考える」
外交ジャーナリスト・作家 手嶋龍一 氏

◆ その他

1. 18 決算期別説明会
名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿
3. 8 決算期別説明会
名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿



◆ 役員会

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 12. 7 | 運営会議 | 2. 15 | 広報委員会 |
| 12. 7 | 本部理事会 | 3. 19 | 運営会議 |
| 1. 23 | 運営会議 | 3. 19 | 常任理事会 |
| 1. 23 | 本部理事会 | 3. 26 | 税制委員会 |



経営者が、 重大疾病に かかった時の そなえを確保。



Jタイプは、重大疾病による 生存リスクから企業を守ります！



ポイント 1 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金を生存中に支払います。**

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント 2 万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。**

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、ほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。(保険期間が年満期で設定されている場合は、死亡給付金・解約払戻金はほとんどの場合、0またはごく少額となります。)

ポイント 3 約款所定の**高度障害状態**または**不慮の事故による身体障害状態**に
なられた場合、以後の**保険料払込は不要**となります。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この資料の記載内容は、平成23年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「重要事項のお知らせ」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社

名古屋支社/名古屋市中村区名駅4-23-13 TEL 052-541-3151

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

T E L 915-3886

F A X 915-3850

E-mail kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。
一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>

名古屋北法人会だより No. 123

発行日 平成24年5月1日

発行 社団法人 名古屋北法人会

名古屋市北区清水5丁目5番3号

名北フロントビル2F

電話 915-3886

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 正鶴堂

名古屋市北区志賀南通2-4

電話 914-1855(代)

